

傍 聴 要 領

島根県立美術館協議会

1 傍聴する場合の手続

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに受付を済ませ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- 2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長または係員の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。
- 3) 非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- 2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- 4) 携帯電話、PHS 等を使用しないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- 6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。